

生活支援特別給付金申請書 (申請を必要とする世帯分)

必ず以下「留意事項」とD面「誓約・同意事項」を確認し、誓約・同意のうえ提出してください。

生活支援特別給付金(申請を必要とする世帯)に関する お知らせ(留意事項)

給付金の目的

物価高騰の負担感の大きい低所得世帯の生活を支援するため

給付額 1世帯につき **70,000円**

給付対象世帯 (以下のいずれもの条件を満たす世帯)

- 基準日(令和5年12月1日)において、福島市の住民基本台帳に記録されており、令和5年1月2日以降に福島市へ転入した方を含む世帯等。
- 世帯全員が令和5年度分の住民税が課税されていない世帯。ただし、令和5年度住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯を除く。
- 生活支援特別給付金(7万円)の支給を受けていない世帯。

申請方法

右側の申請書に記入のうえ切り取り、申請に必要な書類と合わせて福島市生活福祉課の担当窓口へ提出する。

申請期限 令和6年4月30日(火)まで(当日消印有効)

※申請期限までに提出されなかった場合、給付金を受給できません。

生活支援特別給付金についてのお問い合わせ

福島市生活支援特別給付金コールセンター

0120-961-008 受付時間 9:00~18:00

※開設期間：令和6年1月22日~令和6年4月30日 ※土曜日・日曜日・祝日は除く。

福島市長

受付印

管理
コード

D面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、
申請します。

① 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	電話番号 ()

② 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 「現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる」欄が「異なる」に該当する(☑)方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村名を記載してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分。)

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の市区町村名を記載	令和5年度住民税均等割課税状況
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
2			男・女	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
3			男・女	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
4			男・女	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
5			男・女	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

③ 受取方法 ア・イ・ウのいずれか1つを選びご記入ください。

ア	世帯主口座への振込 (代理受給の場合は代理人口座を記入)	金融機関名	銀行 金庫 組合	店名	本店 支店・支所 出張所
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号		
	(フリガナ)				
	口座名義人				

振込口座を世帯主以外にしたい方は、C面の代理受給へお進みください。

イ マイナポータルで登録した公金受取口座の利用を希望。

ウ 金融機関口座を持っていない⇒別途市より手続きを案内します。

代理受給

代理受給が認められる方(世帯主との関係)

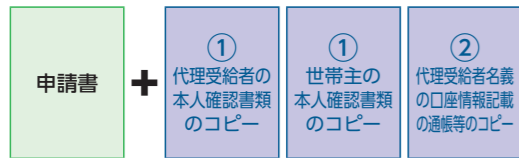
- 1 同一世帯人：令和5年12月1日時点での世帯主と同一の世帯にいる世帯員
- 2 法定代理人：成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人

代理受給に必要な書類

- ①代理受給者と世帯主それぞれの本人確認書類(保険証、運転免許証など)のコピー(A4サイズ)
- ②代理受給者名義の口座情報が記載された通帳等のコピー(A4サイズ)
- ③代理受給者と世帯主の関係性を確認できる書類
同一世帯人の場合…関係性を確認できる書類は不要です。
法定代理人(成年後見人等)の場合…**法定代理人である証明書、その他その資格を証明する書類(コピーも可)**

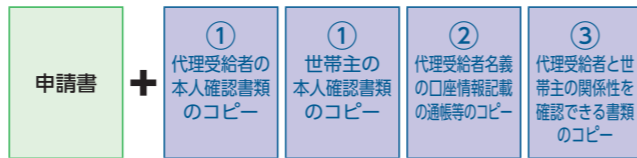
1：同一の世帯に属する世帯人が代理人の場合

※コピーはすべてA4サイズで提出する



2：法定代理人が代理人の場合

※コピーはすべてA4サイズで提出する



※住民票上別世帯の方は、親子等の血縁関係者や同居人であっても代理受給できませんのでご注意ください。(法定代理人に指定されている場合を除く)

※ご不明な点はお問い合わせください。

福島市生活支援特別給付金コールセンター 0120-961-008

開設期間：令和6年1月22日～令和6年4月30日 9:00～18:00(土・日・祝日は除く)

代理受給者記入欄 <代理受給される場合は必ず記入・押印してください。>

代理人氏名	フリガナ	代理人生年月日	世帯主との関係	左記の者を代理人と認め、給付金の請求および受給を委任します。
	氏名			
代理人住所			世帯主氏名	
電話番号 ()				

事務局使用欄	受付	口座添付	本人確認添付	入力	データ確認	備考
		記入しないでください			記入しないでください	

生活支援特別給付金(申請を必要とする世帯分) 誓約・同意事項

- (1) 生活支援特別給付金(以下「給付金」という。)の受給要件(※)に該当します。
※給付金受給要件：令和5年度住民税が課税されておらず、令和5年12月1日において福島市に住民登録をしています。令和5年度住民税課税者に扶養されている者のみで構成された世帯ではありません(市外に在住の課税者に扶養されている場合を含む。)
- (2) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- (3) 既に生活支援特別給付金(7万円)の支給を受けた世帯ではありません。
- (4) 福島市の求める関係書類の提出をします。また、福島市が定める期限までに関係書類を提出しない場合、当該申請を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、確認のために提出した関係書類の返還を求めません。
- (5) 福島市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ福島市の定める期限までに、申請・受給者(代理人を含む。)に連絡・確認できない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
- (6) 支給後申告や更正があったことで、令和5年度住民税が課税(されたこと)されていることや、課税者に扶養されていること等、給付金の受給要件に該当しないことが判明し、福島市から求められた場合には、給付金を返還します。
- (7) (同一世帯に対象者が複数いる場合)対象者全員が同意したうえで、給付金の申請書を提出・受給します。また、対象者等から申し立てがあった場合には対象者全員が連携し、責任を持って解決します。
- (8) 世帯全員が令和5年1月2日以降に国外から転入し、令和5年度住民税の対象でない者ではありません。

提出書類

- 『生活支援特別給付金申請書(申請を必要とする世帯分)』
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・受給者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・受給者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。この公金口座を選択した場合は、コピーは不要です。

提出された申請書と給付金の給付について

福島市では、提出された申請書および提出いただく関係書類により審査を行い、結果については、世帯主に書面にてお知らせします。ただし、申請書に記入もれや不備などがある場合は確認を必要とするため、福島市より通知などで確認する場合があります。

給付金の給付までに要する期間は、提出日・提出内容により異なります。不備などがある場合は、さらにお時間がかかるか、支給できない場合がありますのでご了承ください。

福島市からの問い合わせについて

提出内容に不明な点があった場合、福島市から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに

- 福島警察署 024-522-2121
- 福島北警察署 024-554-0110
- 警察相談専用電話 #9110

にご連絡ください。

キリトリ線



切り取ってお使いください。

キリトリ線